

福祉の各種手当をご存知ですか

各種福祉手当を受給するためには申請手続きが必要です。
 いずれかの手当を受給できると思われる方は、お気軽にお尋ねください。
 ※平成25年10月分から手当額の改定が行われ、手当額は次のとおりとなります。

特別障害者手当

20歳以上の在宅の方で、著しく重度の心身障がい等があり、日常生活において常時特別の介護を必要とする方に支給されます。

手当月額 **26,080円**

障害児福祉手当

20歳未満の在宅の方で、重度の障がいがあり日常生活において常時介護を必要とする児童に支給されます。

手当月額 **14,180円**

特別児童扶養手当

精神、知的又は身体に中程度以上の障がいがある20歳未満の児童を監護する父母、又は養育者に支給されます。(対象児童が児童福祉施設等に入所している場合には支給されません。)

手当月額 1級障がい…**50,050円** 2級障がい…**33,330円**

これらの手当には所得による制限等があります。詳しくは下記までお問い合わせください。

問い合わせ 福祉事務所 障がい福祉係 ☎0978-72-5164 FAX 0978-72-5171

企業経営者の皆様へ

半島振興法に係る租税特別措置が大きく見直されました

地方税はこれまでの「**過疎法**」での優遇措置も引き続き活用できます

本年4月1日から、半島振興法に係る租税特別措置が大幅に変更され、幅広い事業者が機械等を取得した場合に、この制度を活用できるようになりました。

「**事業税**」「**不動産取得税**」「**固定資産税**」の不均一課税制度を利用できる要件(※1)

変更前		変更後		
対象事業者	取得価額の合計額の下限	対象事業者	資本金	取得価額の合計額の下限
製造業 旅館業	2,700万円以上	製造業 旅館業	1千万円以下	500万円以上
			1千万円超～ 5千万円以下	1,000万円以上
			5千万円超以上	2,000万円以上

また、国税の割増償却制度については、【**製造業**】・【**旅館業**】・【**農林水産物等販売業**】・【**情報サービス業**】で利用できます。(※2)

- ※1 製造業・旅館業者・情報通信技術利用事業については、取得価額の合計額が2,700万円以上の場合、これまで通り課税免除を選択することもできます。
- ※2 国税の割増償却を受ける場合は国東市への申請が必要となります。(過疎法及び山村振興法による特別償却制度は選択できません)

問い合わせ 産業創出課 ☎0978-72-5183